

日本労働組合総連合会大阪府連合会
連合大阪河内地域協議会 様

富田林市長 吉 村



2022（令和4）年度自治体政策予算要請書について(回答)

日頃は、市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

1

2022（令和4）年度 政策・制度予算要請 [(★) 重点項目]

1. 雇用・労働・ワークライフバランス施策【7項目】

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

【回答作成：商工観光課、増進型地域福祉課】

就職氷河期世代を含む、様々な事情により就労が困難な状況にある人に対し、地域就労支援センターや生活困窮者自立支援相談支援機関、障がい者雇用センター、地域若者サポートステーション等、各分野の就労支援員がハローワーク等関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を実施しています。

また、長期間就労経験がない等の理由により直ちに就労支援が困難な人を対象として生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を実施しており、就労の前段階として必要な生活支援や就労体験等、就労に向けた段階的な支援メニューを提供しながら支援を行っています。

今後も障がいやひきこもり、生活困窮等、様々な事情により就労が困難な人は増えていくことが予見される中で、個々のニーズや状況に寄り添った就労支援を実施していくよう、関係機関や支援者間の連携を強化しながら取り組んでまいります。

<継続>

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、

総合的な施策を強化させること。

【回答作成：商工観光課、増進型地域福祉課、子ども未来室】

例年、ハローワークや近隣市町村、関係機関との連携のもと地元企業との就職面接会を実施しておりますが、今年度は、コロナ禍の影響を受ける就労困難者等を支援するため、実施内容の一部変更や、実施時期を例年の9月から12月に延期するなど、感染症拡大防止対策に留意しながら、就職面接会を実施いたしました。来年度も、新しい生活様式に沿って、実施方法の検討を行ってまいります。また、地域労働ネットワークにおいて、それぞれの地域での取り組み状況の情報共有を行っています。

さらに、就労支援事業において、職業能力開発講座として、令和2年度は、未就職者を対象とした「パソコン基礎講座とリモート面接の仕方講座」を実施いたしました。

障がいや高齢等、様々な事情により就職が困難な状況にある人に対する支援としましては、就労準備講座や協力企業の開拓等、個々の状況に寄り添った支援プログラムの充実に努めてまいります。

ひとり親家庭への支援としましては、子ども未来室に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に寄り添った自立支援相談を随時実施しています。また、就職に有利な資格の取得支援策として、講座の受講料の一部を助成する「自立支援教育訓練給付金」や「高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金」の支給、養成機関を受講する間の経済的支援として「高等職業訓練促進給付金」の支給など、ひとり親家庭の自立の促進と生活の安定に向けて、総合的な支援を続けてまいります。

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。また、製造業など業務内容により、障がい者を雇用し難い中小企業も多くある。奨励金として支援を実施している市町村もあるが、安心・安全な職場環境・受入準備のためのさらなる支援を実施すること。

【回答作成：障がい福祉課、商工観光課】

就労支援につきましては、地域就労支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、障がい者をはじめとする就労困難者のための就労相談や、関係窓口への同行、個別ケース検討会議の実施など、ひとり一人に応じた支援メニューを提供するなど、本人の意思に寄り添った対応に努めています。また、令和3年度からは市内3圏域ごとに障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者への相談支援体制を充実させています。

さらに、障がい者基幹相談支援センターに、「障がい者雇用センター」を併設しており、より身近な地域で障がい者の生活相談から就労支援までを行う体制を整えたほか、「障がい者雇用会議」を設置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、障がい者基幹相談支援センター等関係機関との連携を図ることにより、就労支援や障がい者雇用の推進に取り組んでまいります。

<継続>

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市町村庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

【回答作成：人権・市民協働課】

本市では、「第3次富田林市男女共同参画計画」を策定し、女性のエンパワメントや女性の活躍推進に向けた環境づくりを推進し、誰もが働きやすく生きやすい社会の実現に向けて取り組んでいます。大阪府が策定した「おおさか男女共同参画プラン」につきましても、市として各施策の実施に協力するとともに、さまざまな機会を通じて市民への周知に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止

法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

【回答作成：商工観光課】

働き方改革関連法につきましては、引き続き、広報誌で情報の発信を行ってまいります。また、相談機能につきましては、職場での労働条件や賃金、残業代などの未払い、職場のいじめなどに関する相談に関して、各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月に1回実施しております。府においても、南河内府民センタービルにて、面談による労働相談を週に1回実施しております。

今後も、利用者のニーズや労働情勢なども考慮しながら、労働相談の実施に取り組んでまいります。

<新規>

②事業場のメンタルヘルス対策について

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に従って「心の健康づくり計画」の策定が義務付けられていることから、企業に対してのメンタルヘルス対策を推進、啓発していくこと。また、各市町村においてもメンタルヘルス対策を推進していくこと。

【回答作成：人事課、商工観光課】

市内の中小企業に対して、ワークライフバランスやメンタルヘルス対策の推進、啓発のため、国・府が作成したちらしの配架などを行っています。今後も機会をとらえてメンタルヘルス対策について啓発を行ってまいります。また、本市におけるメンタルヘルス対策として、職員向けに各種研修を実施することでメンタルヘルスの理解促進に取り組むとともに、ストレスチェックによるメンタル不調者の早期発見に努め、専門カウンセラーによる相談体制を整備しております。

<継続>

③外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施する NPO・NGO などと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

【回答作成：人権・市民協働課】

外国人市民が日本語を学習する場として、市では「よみかき教室」を開催するとともに、「識字教室」においても受け入れています。また、NPO 法人とんだばやし国際交流協会が実施する「にほんごよみかき教室」に対しては補助金を交付しています。

外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れが進む中、企業に対する労働や関係法令等の遵守、外国人労働者からの相談については関係機関と連携を図って対応してまいります。

新型コロナウイルスに関する国・府からの情報については、随時、「やさしい日本語」を中心に多言語で市のウェブサイトに掲載しており、今後とも情報提供に努めてまいります。

<継続>

(4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

【回答作成：商工観光課】

労働者、事業主それぞれからの相談に対応できるよう、労働関係法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施しております。府においても、南河内府民センタービルにて、面談による労働相談を週に1回実施しておるほか、府合同庁舎内に特別労働相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談や、特別休暇制度導入に係る企業訪問による就業規則の整備支援等の無料コンサルティングなどの労働相談を実施しております。

2. 経済・産業・中小企業施策【8項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答作成：商工観光課】

MOBIOと連携し、人材育成、技術課題の解決、情報交換などを通じて、より一層の地域活性化に努めます。また、「改善インストラクター養成スクール」について、調査・研究してまいります。

また、国・府・近隣市町村・ハローワーク・商工会など、関係機関と十分な連携を図ってまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

【回答作成：商工観光課】

若者が技能五輪などの大会に挑戦することは、時代を担う青年技術者に努力目標を与えるとともに、技術の向上・継承が期待されることから、商工会をはじめ関係機関と連携し、情報提供に取り組んでまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

【回答作成：商工観光課】

新型コロナウイルス感染症に関する融資につきましては、大阪府や国において、通常より長い融資期間と猶予期間の融資制度が設定されており、書類作成など事業者の負担ができるだけ大きくならないよう柔軟に制度運用されています。

融資に必要な認定証の発行業務につきましても、すみやかに認定できるよう対応しております。また、本市におきましては、セーフネット保証4号、5号、危機関連保証の市町村の認定を受け、大阪信用保証協会の保証付き融資を受けているもの、または株式会社日本政策金融公庫または株式会社商工組合中央金庫から新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けた中小企業者等に対し、1事業者につき10万円を給付する事業を令和3年11月1日～令和4年1月31日まで実施しているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期に渡っていることから、今後も事業者支援を継続するとともに、さらなる事業者支援に取り組まれるよう、大阪府に要望してまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

【回答作成：商工観光課】

本市では、府や商工会、工業団地四組合協議会と連携し、市広報等による周知をはじめ、普及、啓発に努めております。

また、本市内の中小企業等を対象とした事業継続計画（BCP）策定支援事業を行っており、府では、商工会・商工会議所等と連携して中小企業のBCPの取り組みを支援しております。さらに、商工会におきま

しては、BCPの策定に取り組む企業に対し、専門アドバイザーの紹介をしております。今後も、BCP策定率向上に取り組んでまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて(★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

【回答作成：契約検査課】

下請中小企業振興法、下請ガイドライン、しわ寄せ防止総合対策等について、公共工事の見直し・減少傾向の中で、関係官庁等と連携を取り適正化推進の啓発等を行っているところですが、今後も引き続き下請業者への配慮のため啓発に努めてまいります。また、相談体制については、これまで同様電話やメール等での、対面以外の方法を引き続き行ってまいります。

<継続>

(3)公契約条例の制定について【総合評価制度導入市町村】

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答作成：契約検査課】

公契約条例の制定の目的である労働者の適正な労働条件の確保については、一自治体の条例で解決できるものではないことから、国の方針として整備されるべきものであると考えているところであり、以前より、公契約法の制定につきまして国に要望しているところでもあります。今後におきましても、同法の制定について、引き続き国に要望してまいります。

(4)「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて【条例未制定市町村】

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

※総合評価制度を導入しているため2(3)でお答えしています。

<継続>

(5)地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、用途の分野については、各市町村の地域活性化に資する運用となるよう適切な制度活用を促進すること。

【回答作成：都市魅力課】

ふるさと納税は、寄附者への返礼品贈呈を通じた、地域の産業振興や雇用創出など、地域活性化に果たす役割も大きいと、今後もより一層アピールしてまいります。

また、ふるさと納税としてご寄附いただいた寄附金は、本市にとって貴重な財源としての側面も持っておりますことから、引き続き、今後も寄附者の思いを最大限に尊重しながら、地域活性化や健全な財政運営に資する運用となるよう活用してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について(★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する

情報を積極的に周知すること。

【回答作成：高齢介護課】

今年度からスタートした第8期介護保険事業計画において、2025年に向けた地域包括ケアシステムの整備、さらには現役世代が急減する2040年の双方を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期に見据えながら検討しています。

介護サービスの整備については、認知症や重度の要介護状態の人の地域生活を支えるサービスを中心に地域密着型サービスの整備を予定しています。

地域包括ケアの周知につきましても、「大阪府高齢者計画2021」の内容も踏まえながら、機会に応じて、広報誌や市ウェブサイト、関係機関と連携しながら周知に努めていきます。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市町村としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

【回答作成：健康づくり推進課、保険年金課】

大阪府では「健活10」というキャッチコピーのもと、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目的に、10項目の健康づくり活動を啓発しており、大阪健活マイレージ「アスマイル」と題して健康行動を行った人にポイントを付与するなど、予防医療のさらなる推進に取り組んでいます。本市においても府からの依頼のもと、ポスター掲示やパンフレットなどの活用その他、市広報誌やWebサイトへの掲載など広く市民にPRしております。

本市では「健康とんだばやし21(第二次)」を平成27年に策定し、その中の健康増進への取り組みとして、運動機能や体力チェックの場を提供するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、身体活動・運動の効果や必要性、ロコモティブシンドロームの予防法や疾病予防についての情報提供に努めています。

また、がん検診についても日曜日の「がんミニドック」や乳がん検診・子宮頸がん検診が同日に受診できるレディース検診を実施するなど、受診しやすい検診体制の構築を進めており、受診率向上を目指し、市広報誌やWebサイト等を通じた周知を行うとともに様々なイベントにおいて啓発活動に努めています。

今後もあり受診しやすい環境整備と、市民への効果的な受診と周知に努めてまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて(★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答作成：商工観光課】

平成31年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法により、勤務間インターバル制度導入が企業の努力義務となり、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等の措置が講じられます。

労働者が、心身とも充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境が整備されることが大切であることから、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けて、医療人材をはじめ労働者の勤務環境並びに処遇改善の整備について、国に働きかけてまいります。

<継続>

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

【回答作成：健康づくり推進課】

産科・小児科医をはじめとする地域医療を支える医師を確保するため、診療科間・地域間の医師偏在を解消し、地域の実情に応じた医療提供体制の構築等必要な対策を大阪府に求めるとともに、産科医の確保等が困難な状況に鑑み、助産師の確保及び働く環境と待遇の改善を図るよう、院内助産及び助産師外来の充実を求めてまいります。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向け見守りシステムなどの IT 導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

【回答作成：高齢介護課】

現在の介護分野の人材不足は深刻であり、また、2025年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、介護人材の確保への取組みは重要であると認識しています。本市でも府社会福祉協議会や南河内の自治体で構成する「介護人材確保連絡会議」にて介護人材確保に向けて協議しているところです。

しかしながら、資格取得のための助成やキャリアアップのための仕組みの整備につきましては、市単位での実施が困難であると考えますことから、国や府の動向を注視しながら、近隣自治体・関係機関・事業者とともに福祉・介護人材の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

<継続>

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答作成：高齢介護課】

本市では、市内3つの生活圏域にそれぞれ地域包括支援センターを設置しています。各地域包括支援センターは連携体制をとり情報共有や機能の平準化を図っています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を続けていけるよう地域の支援者や支援機関（関係機関）との連携や機関紙の発行等を行い、身近な相談窓口となるよう情報発信に努めるとともに、介護負担軽減に繋がるための家族介護の相談窓口として、引き続き地域住民からの相談体制の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

① 待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

【回答作成：子ども未来室 (PT)】

本市の年度当初における待機児童の状況は、平成27年までの10年間はゼロでしたが、平成28年に発

生しピークは平成30年の41人となりました。

待機児童解消に向けての施策としましては民間事業者にて、平成30年度家庭的保育事業所2園開設、平成31年4月宙保育園開設、令和2年4月葵音つばさこども園開設及び市内既存保育所ともっち保育園を3歳児までの認可から就学前の保育が実施できるよう認可定数を増設、令和3年4月富田林桜げんき学園を開設しました。これら保育の受け皿が拡充したことにより、令和3年度当初の待機児童はゼロとなりました。また年間を通じての待機児童解消に向け、令和4年4月開設予定の幼保連携型認定こども園（仮称：くみの木こども園なかの）及び令和5年4月開設予定の保育所（仮称：げんき桜桃保育園）の建設を進めています。今後も増え続ける保育ニーズの動向を見極めつつ民間による認可保育施設の誘致の継続を検討してまいります。

国・府の支援につきましては、待機児童解消に向けた施設整備補助として国の保育所等整備交付金又は大阪府の安心こども基金を活用していますが、市の負担率を4分の1から12分の1へと負担軽減いただいています。このことにより待機児童の解消を進めるとともに保育の質を確保しつつ様々な保育ニーズに対応してまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

【回答作成：子ども未来室、人事課、教育指導室】

保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件・職場環境の改善や研修機会の確保に努め、職員の定着率の向上に努めてまいります。

また、民間保育施設の園長会を必要に応じて開催しており、意見交換等を行っています。今後も継続して開催し、保育の質の向上につなげてまいります。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業につきましては過去に活用実績がありますが、現在、本市におきましては、放課後児童支援員処遇改善等事業を活用し、処遇改善に取り組んでいる状況であります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答作成：子ども未来室】

病児保育事業については、平成28年9月から富田林病院の院内保育施設に併設する形で事業化し、平成30年1月からは当日予約の受け付けや、利用時間や前日予約の受付時間を拡大するなど事業の充実に向けています。また、令和2年度には、病児保育事業の対象者の一部へのアンケート調査を実施しました。その調査結果も参考にしながら、保護者が利用しやすいように委託病院と連携をしております。

延長保育について、保育所・認定こども園の開所の基本は11時間であり、標準時間認定については、保育所・認定こども園では、7時から19時（一部の園7時～18時00分または18時30分）まで、延長保育料を徴収せずに取り組んでいます。

夜間保育については、実施していませんが、休日保育については、引き続き実施に向けた取り組みを行います。多様なサービスの更なる拡充については、保護者や園の意向や状況など、的確な保育ニーズの把握を行い、検討してまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主

導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答作成：子ども未来室（PT）】

現在、本市においては企業主導型保育施設はありませんが、企業主導型保育事業は、内閣府から委託された公益財団法人児童育成協会が整備費・運営費の助成及び指導監査等の実施機関となっています。指導監査により改善が見られない施設については、児童育成協会はもとより大阪府と本市も連携して対応してまいります。

認可施設への移行について、企業主導型保育事業本来の特色は「従業員の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供するための保育施設」であることから設置者の判断となります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市（町村）における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

【回答作成：子ども未来室、増進型地域福祉課】

生活困窮に関する相談は様々な関係課及び関係機関が横断的なネットワークを構築しながら対応していく必要があると認識しており、早期発見から適切な相談窓口につなげ、支援していくための包括的な相談支援体制の構築に努めています。

また、生活困窮世帯の自立に向けた支援として、子どもに対する学習機会の提供や就労支援等、個々の状況に寄り添った支援を行っているところですが、今後も分野横断的な連携の強化に努めてまいります。

子ども食堂への支援として、居場所づくりを行う子ども食堂に対して補助金の交付支援を行うほか、とんだばやし子ども食堂・居場所づくり運営支援ネットワークを構築し、市社会福祉協議会やNPO法人などと連携した食材支援や食材提供ルートの開発、スキルアップ研修や情報交換会、開設相談など多様な支援に取り組んでいます。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答作成：子ども未来室、教育指導室】

オレンジリボン運動については、近年、児童虐待防止推進月間に市長も児童虐待防止啓発用に作成したオレンジ色のジャンパーを着用し公務に従事するなど、こども未来室の職員とともに更なる啓発活動に努めています。また、新たに富田林市役所LINEに児童虐待防止に関する啓発記事を掲載し、地域全体で体罰の禁止を含む虐待防止に関心が持てるよう取り組んでいます。

令和3年10月1日付で職員を増員し相談体制を強化するとともに、令和3年11月1日にこども未来室に「富田林市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センター「ゆにぞん」等関係機関と連携しながら、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に向けて迅速な対応に努めております。

また、大阪府が開催する「虐待防止スキルアップ研修」などに職員が参加することで、相談支援業務に係る専門性の向上にも努めています。

児童虐待は未然に防ぐことを第一としていますが、それが困難な場合は、早期に発見し対応することが重要です。本市では要保護児童対策地域協議会が中核となり、コロナ禍においても学校・園などとの連携を強化しながら、早期発見・早期支援など適切な支援につなげているところです。

<新規>

⑦児童虐待の早期発見と児童の保護について

児童虐待とDV（ドメスティックバイオレンス）の問題は密接にかかわっていると考える。コロナ禍でDV問題がより深刻化されている中、市町村において、より充実した相談体制の確立とDVを担当する部署と児童虐待を担当する部署の密接な協力・情報の共有を行うこと。また、「子育て短期支援事業」において、市町村が児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようになっている。現在、児童保護施設がひっ迫状態にある中、その他の受け皿である里親数も足りていない状況である。市町村は児童相談所に依存することなく、受け皿確保のための必要な取り組みを早期に実施すること。

【回答作成：人権・市民協働課、子ども未来室】

新型コロナウイルスの影響によりDVの増加が懸念されている中、本市では、「女性の悩み相談」を継続して実施するとともに、国の「DV相談+（プラス）」や府の「女性のためのSNS相談」の利用を紹介するなど、多様な媒体を活用した相談体制をとっています。また、DVと児童への虐待は密接に関連することから、「富田林市DV対策連絡会議」において関係部署や関係機関と連携し、情報共有を図りながら取り組んでまいります。

法改正により、子育て短期支援事業において市町村が里親に直接委託し実施が可能になったことは、本事業の新たな展開に繋がるものと認識しています。大阪府登録里親の活用につきましては、委託期間の前後に渡って里親及び当事業での委託児童を包括的に支援する体制を事前に大阪府に示し、大阪府が認めた場合に、大阪府子ども家庭センターの判断と、里親の同意のもと里親名簿が市町村に提供されます。包括的な支援体制の具体的な内容として、里親支援機関との契約締結、損害賠償保険への加入、休日夜間や緊急時の体制確保等があり、課題の整理が必要であると認識しております。また、里親制度や里親相談会について、広報誌や市ホームページへの掲載、関係機関へのリーフレット配布、庁舎でのパネル展示等を継続的に行い、普及啓発に努め里親数の増加に努めてまいります。

<継続>

⑧小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答作成：健康づくり推進課】

小児医療体制としては、近隣3市2町1村による南河内南部広域小児急病診療体制の下に休日・年末年始、夜間の診療及び土曜日・日曜日の16時から20時までの初期救急空白時間帯における診療について実施しております。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

新型コロナウイルス感染症が広がったこの一年半で自殺者が増加している。また、失業率と自殺者数は相関関係にあるとされ、コロナ禍の終息が見えない現状においては、さらに増加が懸念される。相談員の増員や研修制度の充実に加え、SNSなどによる相談しやすい体制を早期に確立し、自殺者撲滅に向けた相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答作成：健康づくり推進課】

自殺に至るには様々な要因が連鎖し、平均4つの要因があるといわれており、自殺の理由は複雑なプロセスで起きているということがわかっています。

本市におきましては、「誰も自殺に追い込まれることのない富田林市」をキャッチフレーズとした自殺対策総合計画を平成31年3月に策定し、①地域におけるネットワークの強化、②いのちを支える人材の育成、③市民への啓発と周知、④生きることの促進要因への支援、⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育、⑥高齢者対策、⑦生活困窮者対策に取り組んでいます。

相談窓口としましては、保健師による健康相談、SNSを利用した「大阪府こころのほっとライン」の周知、富田林保健所やNPOなどの民間団体との連携を引き続き継続し、支援してまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と充実について(★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を早期に配置すること。

【回答作成：教育指導室】

本市では、小学校1・2年に加えて、市独自で小学校6年、および中学校3年で35人以下学級を実施するための教員を配置しております。また、教職員の長時間労働の是正に向けまして、ICTを用いた勤務時間の管理に努めておりますが、在校時間の上限の遵守を図る上でも、教職員定数の改善等について国や府に、強く働きかけてまいります。

加えて、事前任用を含めた教職員の欠員対策の充実について、機会あるごとに国・府へ要望してまいりますとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの全校配置につきましても、国・府へ要望してまいります。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について(★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市町村独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答作成：教育指導室】

生活保護者を除く本市在住の高校生(全日制、単位制、定時制、通信制)・高等専門学校生等に対し奨学金を給付しております。新たな奨学金制度を導入することについては、本市を取り巻く状況が厳しさを増す中であっては難しいと考えております。

奨学金にかかる相談については、引き続き取組みを継続してまいります。また、奨学金制度の改善については、機会あるごとに国および府へ要望してまいります。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

【回答作成：人権・市民協働課】

本市では、人権啓発冊子やチラシ、ポスター、市ウェブサイト等を通じて「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を広く周知するとともに、SNSやインターネット上での差別的な言動やそれを煽るような行為や書き込みはしないこと、また、自らの言動が意図せず無意識に他人を傷つけてしまうような固定概念や偏見をなくすなど、あらゆる差別の解消に向けて人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて【パートナーシップ条例設置済】

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。

【回答作成：人権・市民協働課】

性的マイノリティの人たちが抱えるさまざまな課題や性の多様性について、広報誌や人権啓発冊子、「と

んだばやし人権フェア」での講演会、職員研修等を通じて理解の促進に努めています。また、「パートナーシップ宣誓証明制度」の導入や、当事者の社会的孤立を防ぎ、支援者も一緒になって悩みや思いを共有して互いに理解しあう居場所として「コミュニティスペース」を開催するなど、行政と市民が一体となって多様性を認め合う社会の実現に向けて取り組んでいます。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答作成：人権・市民協働課 商工観光課】

同和問題をはじめとする幅広い人権問題の解決を積極的に推進することを目的に、富田林市企業人権協議会が設立されており、同協議会会員企業を対象に、公正な採用選考に向けて、研修会や啓発活動を行うとともに、新たな応募用紙についても、周知を図っているところです。

本市におきましても、同協議会の事務局を担っていることから、大阪企業人権協議会と連携し、引き続き、啓発活動を行ってまいります。

また、部落差別解消法については、市ウェブサイトや人権啓発冊子などにおいて市民への周知・啓発に努めているところですが、特に若年層については、「とんだばやし人権フェア」などさまざまな機会を通じて周知を図るとともに、その他のあらゆる人権課題についても教育・啓発に取り組んでまいります。

<新規>

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、各市町村の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

【回答作成：財政課】

本市の財政状況につきましては、毎年度、予算・決算の概要について、市広報誌4月号及び11月号にそれぞれ掲載しておりますほか、市ウェブサイトにおきましても、予算・決算状況に加えまして、健全化判断比率などの資料についても公表しているところです。また、新型コロナウイルス感染症による財政への影響につきまして、安定した財政運営を行うための必要な財政措置を講ずるよう市長会等を通じまして、国・大阪府へ要望を行っており、今後も引き続き要望に努めてまいります。

<新規>

(5)行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

【回答作成：政策推進課】

コロナ禍の影響もあり、社会全体が、デジタル化へ急速に様変わりする中、行政においても、デジタル化の変革が求められています。本市におきましては、これまでも行政事務・手続き等におけるICT活用を進めてきましたが、今後においても、より一層社会問題の解決や市民サービスの向上につなげるため、情報格差等の課題対応も含め、デジタル技術の研究や導入を進めてまいりたいと考えています。

<継続>

(6)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送

に代わるしくみを検討すること。

【回答作成：総合事務室】

本市では、選挙人の数や投票所までの距離等を勘案し、お住いの地域の学校や集会所を投票所としております。また、期日前投票所を市域の中心に位置する市役所と、大規模住宅市街地の金剛地区に位置する金剛連絡所の2か所に設置し、いずれも全期間開設することで、選挙人の利便性に配慮しております。

頻繁に人の往来がある施設への投票所の設置や共通投票所の設置等につきましては、システムやセキュリティの観点から安定的な投票所の運営が必要となりますので、社会情勢や他自治体の状況を参考に研究してまいります。

また、投票方法の変更等につきましては、国の動向を注視するとともに、利便性の高い不在者投票の手続き方法について研究してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★)

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答作成：商工観光課】

本市では、市民や事業者に対して、広報誌やウェブサイトを通じて、啓発に関する情報発信を行っております。また、消費者庁から配布される啓発チラシに等も活用しながら食品ロス削減に向けた啓発に努めます。また、本市消費者啓発講座でも、動画やリーフレットによる食品ロス削減啓発をメニューに取り入れています。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答作成：子ども未来室、増進型地域福祉課】

子ども未来室では、市役所本庁職員を対象に毎月1回実施「フードバンク TonTon」の開催をチラシ等で呼びかけることや、市内公立保育所において、各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめて市内の子ども食堂に寄贈する取組みを実施しています。継続することで職員や保育所利用者に、食品ロスや貧困などの社会的認知を高める取組みとなっていると認識しております。

また、生活困窮者自立支援制度における事業として、認定NPO法人ふーどばんく OSAKA と「生活困窮者自立支援制度におけるフードバンクを活用した支援事業に関する協定」を締結し、食糧支援を通じた生活困窮者自立支援相談を実施しています。単に食糧を提供するだけでなく、支援相談員が当該世帯の生活状況や個々に抱える課題を把握し、必要に応じて他の関係部局と連携を図りながら自立に向けた支援に努めてまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答作成：商工観光課】

本市では、消費者啓発講座を毎年開催しており、講座メニューには本市消費生活センターに多く寄せられている相談内容や社会情勢に応じた事例を取り入れています。引き続き、消費者教育もふまえた内容も盛り込みつつ、消費者に倫理的な行動を促すための啓発にも取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答作成：危機管理室】

本市におきましても、特殊詐欺の被害が発生しており、市ウェブサイトや、広報誌、青色防犯パトローカーや広報車による放送などで、市民の皆様にご注意喚起を行っております。

また、令和3年度から、電話を用いた特殊詐欺事案における被害を未然に防止するため、市内に居住する日中に65歳以上の高齢者のみとなる世帯に対し、呼出音が鳴る前に発信者に対して自動で警告メッセージを流し、自動通話録音機能を有する固定電話機接続型の自動通話録音装置を無償で貸与する事業を実施しております。

<新規>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答作成：環境衛生課】

本市では、「富田林市地球温暖化対策実行計画（第4次）事務事業編」に基づき、本市が排出する温室効果ガスの削減に取り組んでおり、市内の家庭や事業所等におきましても、周知啓発を図るなど、地球温暖化対策を推進しております。

さらに、大阪府をはじめ府内市町村や企業等が参加して、2050年の脱炭素社会実現における先導的な役割を果たしていくことを目的として設立された「OSAKA ゼロカーボンファウンデーション」に参加いたしました。今後も、先進的な取り組みについて情報収集に努め、2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。

<新規>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答作成：環境衛生課】

本市では、脱炭素化を進めるうえで重要な再生可能エネルギーの一つである太陽光発電の設置費を一部補助するとともに、大阪府がおこなっている『太陽光パネル』共同購入の周知啓発に努めております。今後、国や他の自治体の動向を注視しながら、より効果的な取組を推進できるように再生可能エネルギー導入促進策について調査・研究してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】

<継続>

(1)交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答作成：都市計画課】

駅舎のバリアフリー化促進については、本市が鉄道事業者に対し整備費の一部を補助し、令和2年3月に市内の全6駅（近鉄長野線「喜志駅」、「富田林駅」、「富田林西口駅」、「川西駅」、「滝谷不動駅」、および南海高野線「滝谷駅」）について、バリアフリー化整備を完了いたしました。

これらの設備の維持管理等の財政負担の在り方につきましては、他市・国の動向も考慮しながら、所有・管理者である鉄道事業者と連絡・調整を図ってまいります。

<継続>

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答作成：都市計画課】

鉄道駅について、令和2年3月に市内の全6駅のバリアフリー化整備を完了しました。

今後は、安全対策の向上に向けて、他市・国の動向も考慮しながら、所有・管理者である鉄道事業者と連絡・調整を図ってまいります。

<継続>

(3)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険力所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険力所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

【回答作成：道路交通課】

キッズゾーンの設置については、保育施設の管理者、大阪府、富田林警察署などの関係機関と連携し、保育施設周辺道路における園児などに対する注意喚起や、散歩コースにおける安全対策の推進に向け、保育担当部局とともに検討を行なってまいります。

また、点検につきましては未就学児の移動経路については令和元年度、通学路については令和3年度に関係者と合同点検を実施いたしました。その点検結果を踏まえ、交通安全確保に向けたハード・ソフト両面の対策を総合的に検討し、より効果的かつ効率的な対策を速やかに実施しているところです。加えて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などについては日常のパトロール及び関係機関との迅速な連携により、メンテナンスに努めます。

<継続>

(4)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

【回答作成：危機管理室、増進型地域福祉課、健康づくり推進課】

平成26年8月に富田林市洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布しましたが、市城を流れる河川の洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域が新たに指定されたことから、29年7月に洪水・土砂災

害ハザードマップを一部改訂し全戸配布しました。また、令和3年1月に府が河川の浸水想定区域の見直しを行ったことに伴い、現在、ハザードマップの改訂作業を行っており、令和4年度に全戸配布する予定となっております。今後も、適時新たな情報に更新し、市民に周知してまいります。

また、防災訓練についても、27年度より指定避難所を開設する訓練を実施し、より多くの市民の皆さんに参加いただけるよう取り組んでいます。令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市防災訓練は中止といたしました。

災害時の医療提供体制につきましては、本市の地域防災計画等により三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や医療機関との連携について役割等が決められています。また、大阪府済生会富田林病院は、令和2年11月に完成した新しい病院施設において、陰圧化できる感染診察室と病床2室を備えるなど、新型コロナウイルス等の感染症への対応をされており、さらに、大規模地震にも対応できるよう病院建物に免震構造を取り入れ、市の災害医療センター機能を担うなど、災害時医療への対応にも努めておられます。

「避難行動要支援者名簿」は、新規登録を随時受け付けるとともに、定期的な更新作業を実施しており、避難支援等関係者である地域支援組織や民生委員児童委員等へ災害時の避難誘導等にご活用いただけるよう提供しています。また、訓練については、町会（自治会）・自主防災会などによる自主的な地域の防災訓練において「避難行動要支援者」に関連した訓練を実施いただけるよう、出前講座などを通して、訓練実施に向けた働き掛けをしてまいります。

本市ウェブサイトでは、いち早く情報を取得できるよう「緊急・防災情報」をトップページの最上部に表示するなど工夫をしていますが、今後も改善に努めてまいります。

また、令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症が収束しない現状において、感染拡大防止、予防を行いながら、避難所を開設・運営することを目的とした避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編の見直しを行いました。

<継続>

(5)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答作成：危機管理室】

気象警報発表時に災害警戒本部を設置し、さらに避難所開設の必要性や避難情報発令の可能性などの対応時には、災害対策本部に移行することとなります。また、地震発生時、市域または、近隣において震度4で災害警戒本部を設置し、震度5弱以上で災害対策本部を設置し、職員が自動参集することとしています。緊急時の人員体制の確保については、十分な人員体制が図れるようその確保に努めてまいります。

なお、交通機関が麻痺している場合に、最寄りの自治体に出勤することについては、広域的な連携・調整が必要となることから、近隣自治体と意見交換を行い、課題整理に努めてまいります。

自治体間の連携については、隣接する自治体と避難者の受け入れについての協定を締結していますが、今後、連携の強化を図ってまいります。

企業・住民への啓発活動としては、市ウェブサイトへの掲載や、メール、防災アプリへの情報配信、出前講座、地域で開催される防災訓練への協力・参加も積極的に取り組んでいます。

また、富田林市社会福祉協議会と、協定を締結し、災害ボランティアセンターとの連携に努めております。

<継続>

(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供

について、地域の実情を踏まえ慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答作成：危機管理室】

平成29年7月、府により市域を流れる河川の洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域が指定され、洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂しました。また、令和3年1月に府が河川の浸水想定区域の見直しを行ったことに伴い、現在、ハザードマップの改訂作業を行っており、令和4年度に全戸配布する予定となっております。全戸配布することにより、危険な箇所を市民に周知するとともに、日頃からの備えや災害時の取るべき行動、避難情報の内容についてなども合わせて記載し、注意を呼び掛けています。

また、土砂災害警戒区域や河川の破堤箇所などの対策工事について府に要望してまいります。住民への啓発活動としては、市ウェブサイトへの掲載や、メール、防災アプリへの情報配信、出前講座、地域で開催される防災訓練への協力・参加も積極的に取り組んでいます。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答作成：危機管理室】

大規模自然災害発生時における制度などは、市ウェブサイトや広報誌等において、市民の皆様へ周知などを行い、事業活動を休止するなどの判断材料となるよう努めます。災害発生時のコロナ対策については、令和3年3月には、避難所運営マニュアルの改訂を行い、それに伴い、新型コロナウイルス感染症対策編の見直しを行いました。また、マスクや消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを避難所に配備しました。

今後もコロナ対策を含んだ災害対応に取り組んでまいります。

<新規>

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

【回答作成：道路交通課】

自然災害により、公共交通機関への被害が及んだ場合、市民活動や経済活動などに大きな影響を及ぼす恐れがあることから、自然災害により鉄道施設への被害が発生した場合におきましては、被害の状況により鉄道事業者、府、市が連携し迅速な復旧活動が進められるよう、検討してまいります。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答作成：危機管理室、道路交通課】

本市では「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けて警察および関係団体と連携し、防犯教室の開催や市内各駅において街頭キャンペーンを実施しています。

また、市民の安全確保を図るため、市内各駅前に防犯カメラを設置するなど、犯罪防止、防犯意識の向上に取り組んでいるところです。

公共交通機関における駅構内や車内などでの犯罪行為について、各交通事業者で、暴力行為防止の啓発などに努めていますが、市としてもこのような状況を鑑み、警察からの情報提供に基づき、広報誌やウェブサイトなどを活用した啓発活動を継続してまいります。

<継続>

(9)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答作成：道路交通課】

近年、高齢者を中心に買い物や、通院などの移動が困難な方が増えていることから、本市にとっても早急に対策を講じる必要があると認識しており、このような問題を解決するため、公共交通の充実をはじめとした移動手段の確立が重要と考えております。

この問題は、日々の暮らしに直結することから、「誰もが安心して安全に移動できる交通体系」をめざし、買い物や通院などの移動手段の確立にむけ、庁内各関係部局での検討を重ねてまいります。

また、事業者への支援としましては、今までご自身で創業されたことがなく、市内で新たに創業される際の事務所設置の工事費や宣伝広告費などに利用していただける創業支援補助金や、保証料及び利子の一部の補給を行うことで負担軽減を図った小規模企業融資事業などの活用が考えられることから、庁内各関係部局と十分連携し、対応してまいりたいと考えております。

大阪府による「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みにつきましても、アフターコロナに対応した公共交通のあり方等について、他の府内市町村と一緒に参画しております。今後も引き続き、大阪府や府内市町村と連携していくとともに、その効果について検証してまいります。

<継続>

(10)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答作成：上下水道総務課】

本市水道事業では、「安全」、「強靱」、「持続」を観点に、10年間の取組方針等を示した「富田林市水道事業ビジョン」を策定し、冊子・市ウェブサイト等で公開させていただいております。この水道事業ビジョンには、持続可能な水道とするための業務の改善及び組織力・技術力強化の重要性についても記載しており、本市水道事業では、ビジョンに基づく、様々な取組を実施しているところでございます。

民間事業者の水道施設運営権につきましては、水道事業において、多様な形態の官民連携手法が採用されていることから、本市にとって、適用可能な官民連携手法を調査研究してまいりたいと考えております。また、水道事業に関する情報については、市広報誌や上下水道事業をよりわかりやすく解説した「上下水道だより」を通じて、その周知にも努めているところでございます。

これからの水道事業につきましては、人口減少による給水収益の減少、加えて、水道施設の老朽化や耐震性確保への対策等が必要となることから、事業経営は厳しさを増していくと想定されます。本市水道事業としましては、様々な角度から検討を重ね、引き続き安全・安心な水道供給に、取り組んでまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【13項目】

(1)感染拡大防止に向けた対策強化について(★)

<継続>

①医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床

確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

【回答作成：健康づくり推進課】

大阪府の新型コロナウイルス感染症対策協議会では第6波に備えた医療提供体制について、病床の確保目標を上積みしております。本市としましても、新たな感染症（変異株）で感染拡大に耐える体制づくりを大阪府に要望してまいります。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

【回答作成：健康づくり推進課】

保健所（大阪府）が主体となって実施しております。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

【回答作成：健康づくり推進課】

定期的なPCR検査の実施については、市単独で体制を整備することは、経費面等においても困難であると考えております。現在、高齢者施設、障がい者施設の従事者は大阪府が検査体制を整備しておりますので、他の施設についても検査体制を拡充するよう大阪府へ要望してまいります。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っている。さらに、公共交通機関（電車・バス・タクシー）は抗ウイルス・抗菌施工等を実施している。このような感染防止対策に係わる費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答作成：危機管理室、商工観光課】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内の医療機関や介護施設などの施設に、マスクや、消毒液、フェイスシールドなどの提供を行いました。また、新たな感染防止対策に係わる費用の助成などにつきましては、検討してまいります。

通勤、オフィスワークにおける感染防止をはじめ感染拡大防止に向けた取組みの指針等については、大阪府から特措法等に基づき、要請が行われております。また、相談窓口については、労働者、事業主それぞれからの相談に対応できるよう、労働関係法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施しております。府においても、電話相談を平日の日中に開設されているほか、府民センターにて面談による労働相談を週に1回実施されております。さらに、国においては、労働局や労働基準監督署などの各機関において、特別労働相談窓口を設置し、労働相談を実施しております。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧

な説明とメッセージの発信を行うこと。

【回答作成：危機管理室】

市では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広報車や青色防犯パトロールカーなどで、不要不急の外出自粛や、施設の使用制限、咳エチケット、コロナウイルスに関する給付金詐欺の注意喚起を行ってきたところです。

今後も引き続き、市ウェブサイトや、広報誌、LINE 公式アカウントなどでも、情報発信や、啓発、並びに注意喚起を行ってまいります。

<新規>

⑥ワクチン接種体制の強化について①

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答作成：健康づくり推進課】

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるように、今後も緊密に大阪府・国とも連携を強化し、必要な支援を求めていきたいと考えています。また、副反応情報についても、確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うことに努めていきたいと考えています。

<新規>

⑦ワクチン接種体制の強化について②

ワクチンの異物混入及び保管状態により接種できないといったケースや3・4回接種した人もいるとのことだが、ワクチンの受入れ及び保管体制や、接種管理状況について各市町村の防止対策はどうなっているのか。また、ワクチン接種が重症化リスクの低減に効果が認められていることから、国は今後出現しうる変異株への懸念などを考慮して「ブースター接種」を了承し、まず、医療従事者や高齢者に接種を開始するとしている。各市町村は「ブースター接種」に対する考え方及び対応をどう考えているのか。

【回答作成：健康づくり推進課】

ワクチン受け入れ及び保管体制については、厚生労働省の基準に基づき適正な管理に努めていきます。接種管理については、ワクチン接種記録システム（VRS）などを使い、適正な接種管理に努めます。また、国が進めている「ブースター接種」についても、厚生労働省の指針に基づき、2回目接種からおおむね8ヶ月経過した人を対象として、順次、接種していきたいと考えています。

<新規>

⑧保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所（保健センター）に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

【回答作成：人事課、健康づくり推進課】

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、新型コロナウイルスワクチン接種対策プロジェクトチームを設置の上、専任職員及び併任職員を配置し、体制整備を行っております。今後も新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、必要な措置に努めてまいります。

<継続>

⑨感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

【回答作成：人権・市民協働課】

医療従事者、感染者やその家族などを含め一人ひとりの立場にたって、みんなでこの難局を乗り越えていけるよう「新型コロナウイルス感染症をみんなで乗り越える富田林市人権尊重メッセージ」（令和2年9月

30日)を発信しました。今後とも、新型コロナウイルスの感染拡大による不安や偏見、差別をなくすため、正しい情報の提供に努めてまいります。

また、ワクチン接種は強要されるものではなく本人の意思によるものであることや、接種を受けていないことを理由にいじめや差別的な扱いをしないよう、ワクチン・ハラスメントの防止について広報誌や市ウェブサイトを通じて広く市民に周知しています。

(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について(★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がりが得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回答作成：商工観光課】

雇用調整助成金の特例措置については、雇用の維持に重要な役割を担い、さらに新型コロナウイルス感染症対応休業支援金につきましては、休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者の生活の維持に重要な役割を担っていることから、今後も国の動向を注視しながら、それぞれの支援制度について、継続を図るよう、機をとらえ要望してまいります。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答作成：商工観光課】

新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度については、市ホームページにて、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報を取りまとめたページを掲載し、情報提供を行っているところです。

また、各種支援制度の給付につきまして、申請の簡素化や支給までの期間の短縮などに取り組むよう、機をとらえて、国・府へ要望してまいります。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることのないように手続きを簡素化すること。

【回答作成：増進型地域福祉課】

生活困窮者自立相談支援機関では、様々な事情により生活困窮となった人に対し、社会資源や貸付制度の周知にとどまらず、就労に向けた支援等を実施しながら自立に向けたサポートを行っています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在、住居確保給付金は令和4年3月まで再支給や職業訓練との併給が可能となっています。また、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付についても返済における据え置き期間の延長や、要件に該当した場合は償還免除等、生活困窮者の状況を踏まえた措置が柔軟に実施されているものと認識しております。加えて、申請対象者が事前に把握できる「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」のような給付金については、広報による周知にとどまらず、プッシュ型により個別に申請案内を行っているところですが、今後も必要な人が確実に申請できるよう様々な支援制度について周知してまいります。

生活困窮により支援を必要とする人が相談窓口につながり、確実に必要な支援が届くよう、関係部局や関係機関が連携を図りながら、個々の状況に寄り添った支援に努めてまいります。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答作成：商工観光課】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、市内の事業者に対しても様々な影響が続いていることから、事業者に対する支援の継続と更なる充実を図るよう、機をとらえて、国へ要望してまいります。

〒584-8511

富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 市長公室都市魅力課

TEL 0721(25)1000内線181

mail info@city.tondabayashi.lg.jp

※回答内容についてのお問い合わせは上記へ
お願いします。各担当課をご案内します。